

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

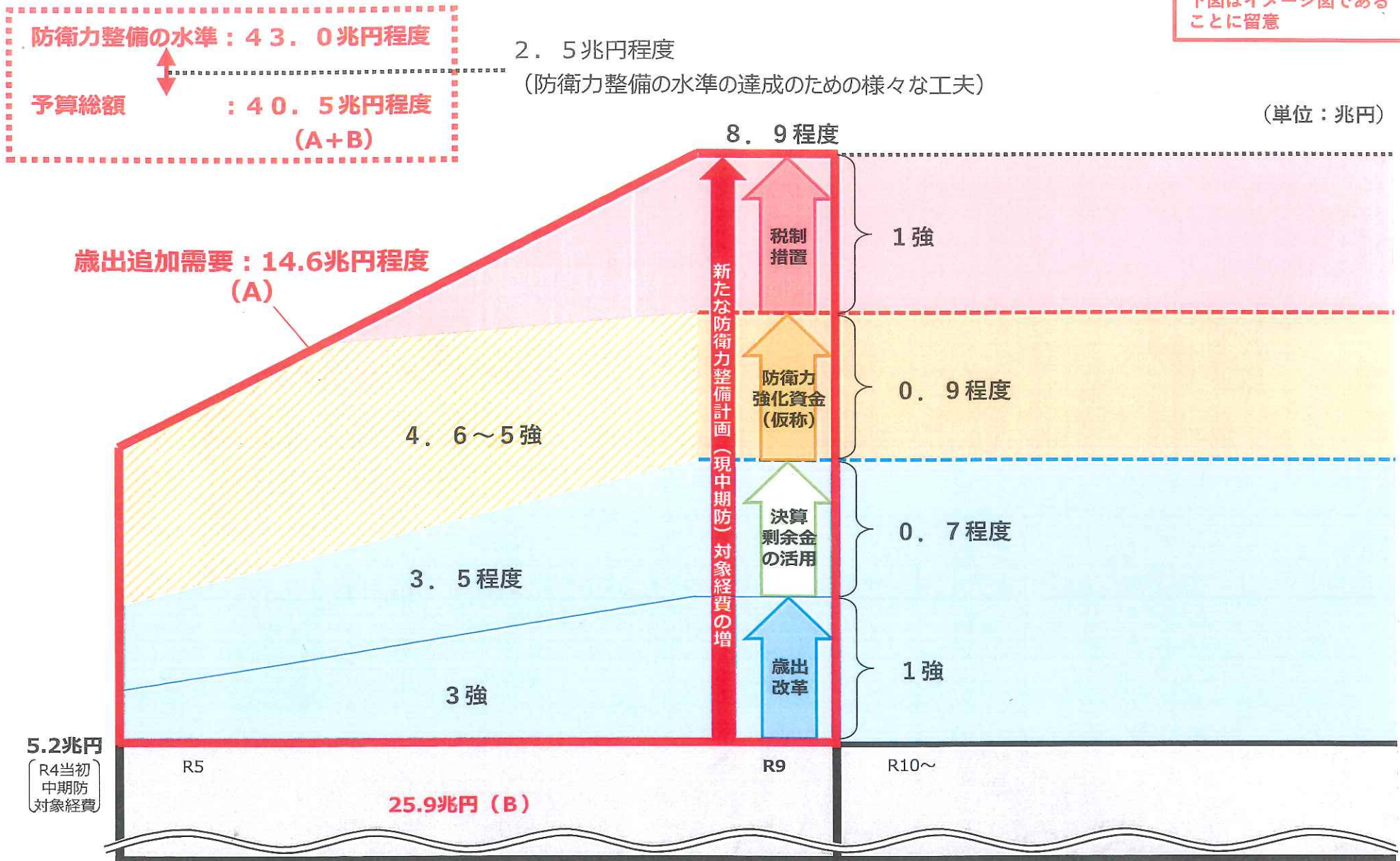
③ たばこ税

3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

下図はイメージ図である
ことに留意



(パネル写し)

出典：財務省作成資料

令和5年1月30日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

令和4年10月21日

財務大臣 鈴木俊一 様
日本銀行総裁 黒田東彦 様

立憲民主党ネクスト財務金融大臣
衆議院議員 階 猛

止まらない円安への当面の対策について

(前文略)

記

1. 実質賃金の引き上げを政府と日銀の共同目標に

日銀が「異次元の金融緩和」を始めた約10年前の黒田総裁の説明と異なり、消費者物価の上昇率が2%を超えても賃金は伸び悩み、景気が低迷している。もはや2%の物価安定目標にこだわる理由はなく、政府と日銀は実質賃金の引き上げを目標とすべきである。

すなわち、①政府及び日銀は、実質賃金について、コロナ禍以前の水準を回復した上で、労働生産性の向上に見合う伸び率を実現すべく、一体となって取り組む、②政府は、機動的なマクロ経済政策運営による需要の創出、競争力と成長力の強化により、労働生産性を引き上げ、それを実質賃金の上昇につなげることを目指す、③日銀は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率でプラスの領域とするとともに、上記の政府の施策との調和を図る、ことを公表し、政府と日銀の連携を強固にすべきである。

なお、実質賃金の引き上げが格差拡大を招くことのないよう、政府は最低賃金の引き上げも併せて行うべきである。

2. 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の柔軟化

日銀は長期の10年物国債金利の上限を0.25%、短期の政策金利をマイナス0.1%とする、国際的に異例な長短金利操作を続けている。内外金利差を縮小させる姿勢を示すため、上記金利に固執することなく、長短金利操作に柔軟性を持たせるべきである。その際、国家財政、日銀財務および融資等の金融取引への影響も十分に考慮すべきである。

(以下略)

出典：立憲民主党「止まらない円安への当面の対策について」(令和4年10月21日)より抜粋
令和5年1月30日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(パネル写し)

階委員 イールドカーブコントロールは見直す余地があるのではない
か、少し上方修正して金利水準を上げていく。例えば短期の金利はマ
イナス0.1をゼロにするとか、あるいは、長期の10年の金利はプ
ラスマイナス0.25をプラスマイナス0.5にするとか、そんなふ
うな柔軟化をしていく、それはありだと私は考えていますが、これを
するとなぜ問題なのか、なぜ今の超低金利にこだわるのか

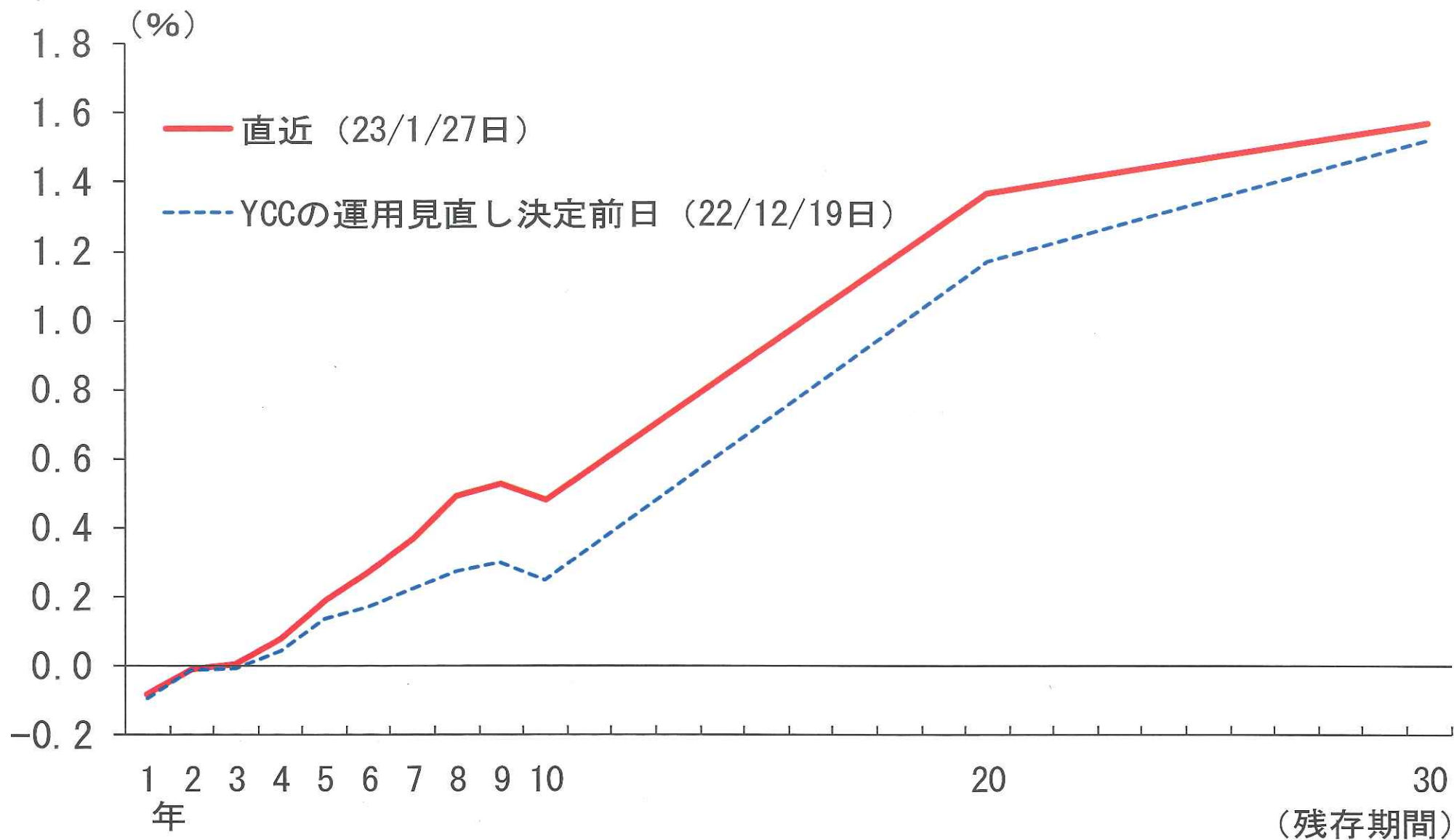
黒田参考人 ……(中略)…… 現在の経済、物価情勢を踏まえます
と、金融緩和を継続することで我が国経済をしっかりと支えていくこ
とが適当であると考えておりまして、現時点では、イールドカーブコ
ントロールの下で短期金利をマイナス0.1%、10年金利をゼロ%
程度に維持するという一方で、イールドカーブ全体を低位に安定させ
ることが最も適当だというふうに考えております。

もちろん、将来、2%の物価安定目標の実現が見通せるような状況
になったときに、その前段階でイールドカーブコントロールを御指摘
のような形で柔軟化していくとかいうことは一つのオプションとして
あり得る

出典：衆議院 財務金融委員会(令和4年11月2日)議事録より抜粋
令和5年1月30日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(パネル写し)

日本国債のイールドカーブ

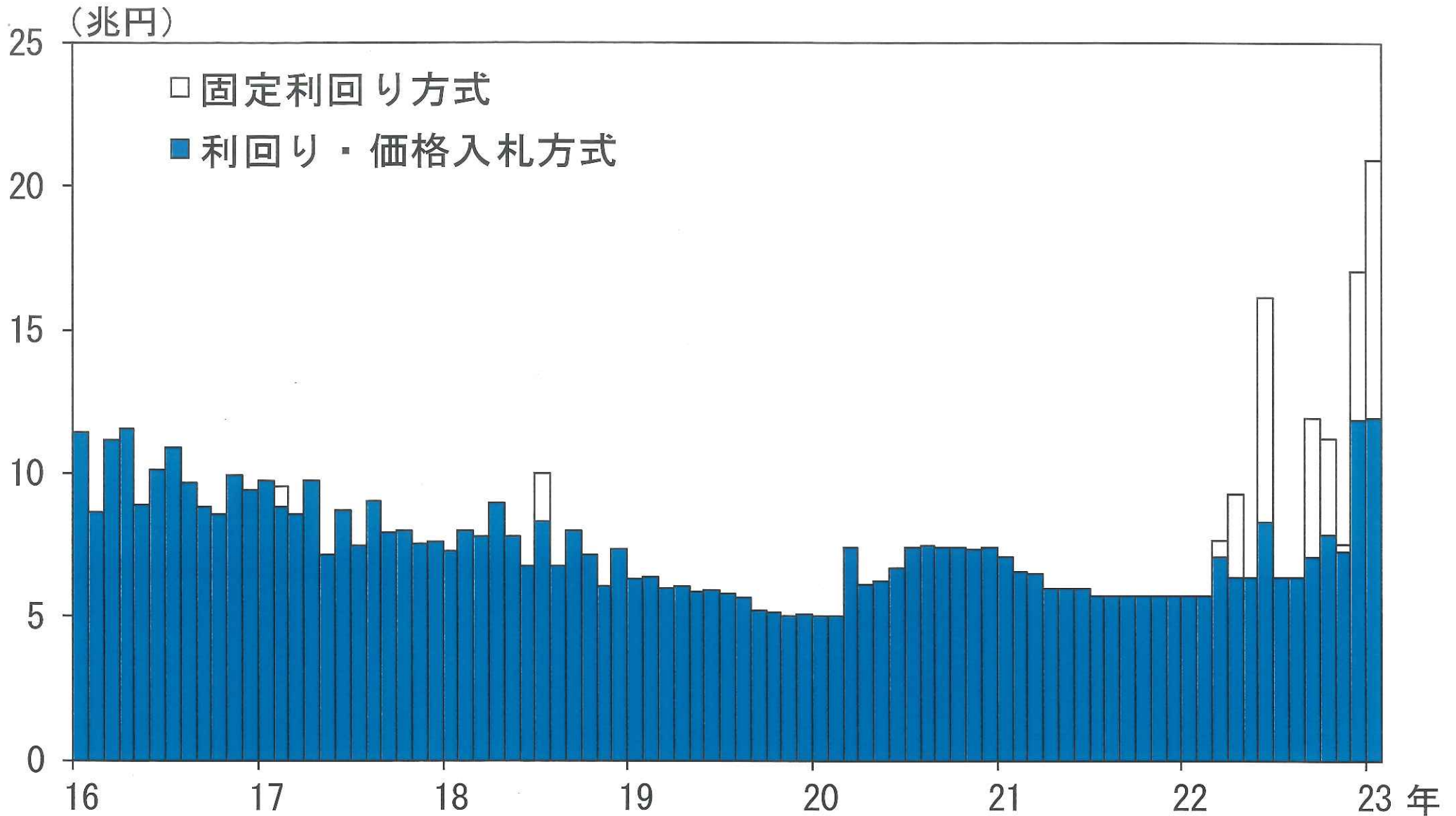


出典：Bloomberg作成資料

(パネル写し)

令和5年1月30日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

2016年以降の国債買入れの状況



(注) 2018年以前は実施日ベース、2019年以降はオファー日ベース。直近は23/1月(1/27日オファー分まで)。

出典：日本銀行作成資料

令和5年1月30日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

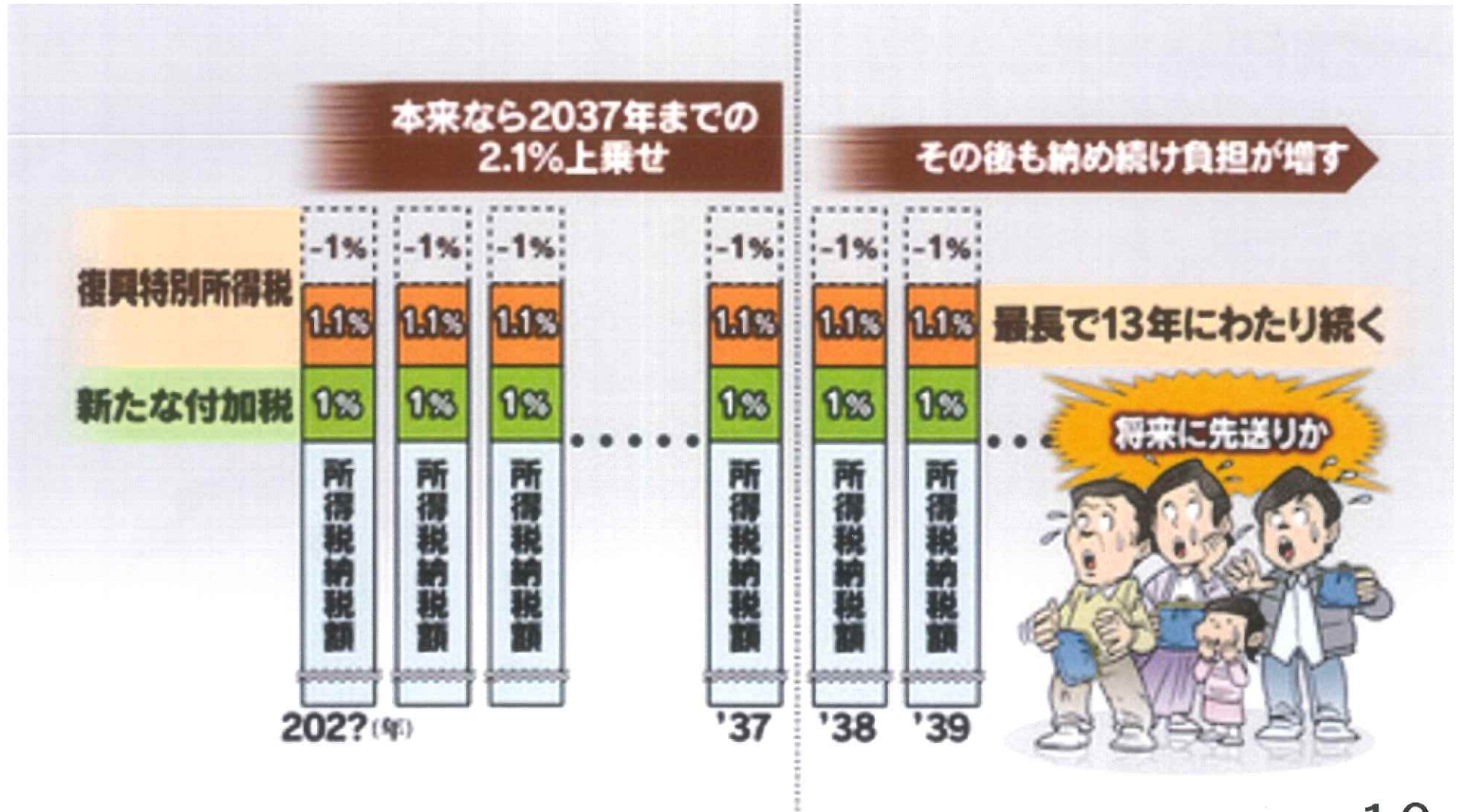
(パネル写し)

野党からの修正要求項目と協議の方向性

野党修正要求項目	協議の方向性についての野党の受けとめ
1. 「難民認定手続き中の送還停止」の例外事由である「3回目以降の申請」を削除	
改正法案61条の2の9第4項1号を削除する	第61条の2の9第4項第1号 「第六十一条の二第一項又は第二項の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったことがある者であって、申請に対し、難民又は補完的保護対象者の認定を行うべき理由に係る資料を提出できないもの。」
2. 退去命令違反に対する罰則の削除	
改正法案72条8号(退去命令違反の罪)および6号(旅券申請命令違反の罪)を削除する	退去の命令・旅券発給申請等の命令違反については、命令の前提として勧告を行い、勧告に従わない場合に命令を発することとし、命令違反の場合に罰則を科すものとし、その場合の法定刑を懲役1年から懲役6月に引き下げる
3. 監理措置の基準明確化	
改正法案44条の2、52条の2の監理措置を認める要件のうち、「その他の事情を考慮」「相当と認めるとき」という文言は過度に広汎ないし不明確で恣意的運用が可能となるため、法令によって限定・明確化する	「容疑者が逃亡し、かつ、証拠を隠滅するおそれがないときは、監理措置に付すものとする」旨に修正
4. 監理措置中の就労許可	
退去強制令書発布後も就労を許可する	退去強制令書の発付後の就労不可 ただし、附則において、被監理者の生活の安定に資するべく監理人に対する支援を検討すると規定する。
5. 監理人の監督・届出義務の削除	
監理人に選定される支援者、弁護士等は対象となる外国人に寄り添い、利益を守る立場にあるため、改正法案52条の3が定める監督・届出義務を課し入管側の利益も図るよう求めることは利益相反であり、削除する	届出義務そのものの削除は困難 ただし、生活状況については、届出義務の対象から除外する。 管理人の努力義務について、「指導及び監督」を「補導及び助言」に改める。 「補導」とは、一般的には、人を助け、導くことであって「指導」と大体同じ意味であるが、本人の自主性を尊重して本人が自ら社会的更生に努めたり、職業を修得したりするのを援助するというような感じの強い場合に用いられる。

野党からの修正要求項目と協議の方向性

野党修正要求項目	協議の方向性についての野党の受けとめ
<p>6. 身柄収容前の司法審査</p> <p>昨年9月の国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会の意見書に基づき、外国人の収容は、弁護士等の立会いの下での対象者からの聴聞を経た上で、裁判官があらかじめ発する収容許可状によって行う</p>	<p>附則で以下の規定を設ける。 「監理措置及び仮放免の許否の判断に当たっては、恣意的なものにならないように努め、その適正の確保に十分に配慮するとともに、不許可としたときの理由を付した書面の通知に当たっては、具体的な理由の記載に努めるものとする。当該判断に当たっては、透明性を確保するための措置を講ずる。」</p>
<p>7. 身柄収容期間の上限設定</p> <p>昨年9月の国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会の意見書に基づき、6.の収容許可状による外国人の収容期間に上限を設ける</p>	<p>収容期間は6月(逃亡等のおそれの程度等を考慮し、収容を継続する必要性が特に高いと認められる者を除く。)以内とし、当該期間が経過した者については監理措置に付するものとする旨の規定の追加</p>
<p>8. 仮放免の基準明確化(必要的仮放免に関する規定の整備)</p> <p>疾病その他の事故により治療等を緊急に行う必要性が生じたため収容の継続が相当でなくなったときは、法令により仮放免を認める</p>	<p>治療等を緊急に行う必要性が生じたため収容の継続が相当でなくなったときは、仮放免するものとするを規定する。</p>
<p>9. 在留特別許可の基準明確化</p> <p>法令によって許可基準を具体化・明確化するとともに、判断に当たって、児童の最善の利益を主として考慮して児童が父母から分離されないことや、家族があるときは家族と我が国に在留できることを特に配慮する</p>	<p>第50条第1項の中に次の号を追加する。 「本邦で出生した日本人の実子又は特別永住者の実子であること」 「難病等により本邦での治療等を必要としていること」</p>
<p>10. 補完的保護対象者の認定基準の明確化</p> <p>新たな概念である「補完的保護対象者」の認定に際し、求められる申請資料や認定基準を法令によって明確にする</p>	<p>法律で補完的保護対象者の基準を規定することは困難 迫害の理由を限定することなく、帰国した場合に難民条約上の迫害を受けるおそれのある者は、難民か補完的保護対象者のいずれかに該当し、保護されることとなる。 典型的な例としては、紛争避難民が想定される。 この点、現在、UNHCRの協力を得て運用指針を作成中であるところ、この運用指針は補完的保護対象者の認定においても適用される(なお、補完的保護対象者の認定の運用についてもUNHCRとも協議を行っているところ。)</p>



出典：解説委員室. “防衛力強化へ増税の負担～求められる丁寧な説明” NHK. 2022-12-26.

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/477966.html>, (参照 2023-01-29) 掲載画像

(パネル写し)

令和5年1月30日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)